

(様式5)

5中健福第1680号  
令和5年9月1日

社会福祉法人中野区社会福祉協議会

会長 吉成 武男 様

中野区長 酒井 直人



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号イ(2)に規定する要件を満たしていることを証明します。  
本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

令和5年(2023年)9月1日から令和10年(2028年)8月31日まで